

松下圭一「都市型社会論」の成立：大衆社会論から都市型社会論へ

土山, 希美枝 / Tsuchiyama, Kimie

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / 法学志林

(巻 / Volume)

114

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

9

(終了ページ / End Page)

48

(発行年 / Year)

2017-03-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014666>

松下圭一「都市型社会論」の成立

——大衆社会論から都市型社会論へ——

土山 希美枝

はじめに

松下圭一氏の業績は膨大で、実践とのつながりは多岐にわたり、概観も容易ではない。そのため、氏の政治理論を検討するときは、特定の用語や時期、場面で区切られることになる。大衆社会論争、地域民主主義論、構造改革論とのかかわり、「シビル・ミニマム」論と革新自治体の理論的支柱としての役割、政治学アプローチによる公共政策学研究、分権改革にたいする先見性などが主たる切り口となってきたといえる。

多岐にわたる氏の業績について「同じことを語っている印象がある」といわれることがある。その評価は、同一人物が精力的に論稿を書き続けた連続性からということ以上に、その論説の基盤に「同じ」なにかの存在があるためではないか。つねに松下氏の論説の基盤にあり、理論展開を方向づけたもの、それが都市型社会論ではないか。

政治・政策の動態の根底にある「社会形態」を構造としてとらえ、《近代》以前のそれにたいし《現代》のそれを

まったく異なるものとして示した。それが、一九五〇年代後半に「大衆社会論」として提起され、一九七二年ごろに用語をおきかえ成熟させた「都市型社会論」である。松下氏の論説は、一貫して都市型社会という《現代》の構造を前提として、市民と市民自治の政治・政策理論によりくみたてられている。

「大衆社会論」は松下氏の政治理論のなかでもとりあげられやすいテーマだが、約五年のその時代で完結したものであるとして扱われてしまい、大衆社会論がそのうち都市型社会論として成熟し、松下氏の政治理論展開の基盤であり続けたという視角は失われがちになるように思われる。むしろ、「都市型社会論」は、松下氏の理論のもっとも強固な基盤となっているのにもかかわらず、十分に理解されていない理論と言えるのではないか。

本稿では、大衆社会論争のあとに示される都市型社会論をめぐり、とくに「都市型社会」という用語がどのように選択されていったのかに着目しながら、その社会構造認識が松下氏の論説の重要な基盤であったことを確認してみた。なお、本文では敬称は略する。

一 「都市型社会論」とはなにか

一―一 「松下政治理論」をつらぬく「社会形態」論

政治が社会のうえに展開される以上、「生活構造ないし社会が変わるとき、政治の景観も変わり、このため政治を考える方法も変わらなければならない」（松下 1994: 492）。松下圭一の政治理論を考えるとき、そのもっとも基盤にあり、松下の政治理論を特徴づけているもののひとつが松下の「社会形態」論であろう。

松下の「社会形態」論は、じしんも明らかにしているように、《近代・現代二元論》である。《近代》を境に、《近代》以前とはまったく異なる社会としての《現代》を、松下は一九五〇年代に大衆社会論として、のちに一九七〇年代に入ってからこれを都市型社会論として成熟させていった。

松下じしん、「大衆社会概念をたんなる「状況解説」概念としてではなく、「社会形態」概念として設定していた」（松下 1994: 493）とし、「経済構造・社会形態・政治過程の三層構造」（松下 2006: 25）による「社会形態概念という位置づけができていたために、大衆社会をのちに《都市型社会》に置き換えることができた」（松下 1994: 493）とふりかえってる。

松下は「大衆社会論＝都市型社会論」を立論して《近代・現代二段階論》という〈歴史・構造〉のマクロ定式をきずいて「いったとする（松下 2014: 339）。大衆社会論も都市型社会論も《現代》の社会形態を理論化する松下のおなじ視角から展開され、後述するように「大衆」という言葉を避けて「都市型」と用語された。ただ、大衆社会と都市型社会のあいだには、完全な等号でつなげられる用語の置き換えだけではなく、《現代》社会形態の理論としての充実をみることができると考える。

松下の政治理論の基盤となる「都市型社会論」は、大衆社会論を起点として、日本における《現代》の成立と同時に進行で整理され、「大衆」の代わりに「都市」の話が用いられることとなる。

本稿では、本節で都市型社会論の主要キーワードを整理し、ついで、第二節で大衆社会論を都市型社会論との関係で再検討し、第三節で「都市型社会論」の用語の成立とその社会形態論としての特徴を考察し、第四節では大衆社会論と都市型社会論との「あいだ」にあるものを考察し、松下の「都市型社会論」の成立をとらえてみたい。

一―二 都市型社会論の主要キーワード

都市型社会論とそれに関連する理論がもっとも体系的に整理されているのは『政策型思考と政治』（松下 1991）であろう。ここではまず同書での記述をもとに、松下の都市型社会論の主要な用語と構成を整理したい。

（一）都市型社会、農村型社会、近代化

都市型社会論は人類史という壮大な枠組みで、人びとが形成する社会形態とそこで展開される政治・政策、その主体をめぐる理論である。

都市型社会は、まず、人類が誕生して以来の「採取・狩猟型社会」から、二回の《大転換》をへて成立する社会形態であるとされる。

一回めの《大転換》は、採取・狩猟型社会のなかから、複数のコースで局地的にはじまり「定着農業という農業革命」をもたらす「農業化」（松下 1991: 18）である。この結果、〈農村型社会〉が成立する。

この「農業化」、農業という産業の革命による社会形態の変化は、農業技術の伝播にともなう時間の差をもって進み、王権の自立や都市の形成は、早いところでは紀元前三〇〇〇年ごろからはじまる。大陸の周辺部である日本では遅れて紀元前後に農業化がはじまり、王権の自立、都市の形成は西暦六〇〇年ごろとなる。

農村型社会は、それぞれの地域の生態・風土条件、さらに呪術・儀式あるいは宗教をふくめ、〈地域個性文化〉をつくりだしながら、「共同体」を土台とし、「身分」によって編成されていく。そこには、社会余剰の強制集約にともなう、王権の自立、

都市の形成、つまり政治・権力・階級の発生がはじまり、時には帝国として文明をかたちづくった(松下 1991:19)。

さまざまな地域個性をもつ経済、文化が世界各地で生まれていくが、それは農業という生産形態を基盤に育まれた農村型社会なのである。

この農村型社会は数千年続くが、一六、一七世紀ヨーロッパから人類史二回めの《大転換》が起こる。これが「近代化」で、これにより農村型社会は都市型社会に移行をはじめする。この「近代化」と都市型社会への移行は地球規模ですすむ不可逆の変動であり、現在なお進行中の転換である。⁽¹⁾

(二) 近代化⇨工業化・民主化

この二回めの《大転換》をうみだす「近代化」とはすなわち「工業化・民主化」であり、「社会形態」の変化をおしすすめ、都市型社会を成立させる。「近代化」は都市型社会論、松下の《近代・現代二元論》の核心でもあり、松下の政治理論を構成する重要な概念である。

この工業化・民主化⇨近代化は、国家(ステート)を推力とし自然科学・啓蒙科学を前衛としながら、一八〇〇年前後、

工業化⇨産業革命(↑自然科学)

民主化⇨市民革命(↑啓蒙哲学)

によって活力をまし、その後、工業化・民主化の地球規模への拡大となる。(松下 1991: 20)

近代化つまり工業化・民主化は、農村型社会がたちかかってきた共同体・身分を破壊し、国レベルの政府を構築する。日本では「家」がついて訳されるが、「近代国家」である。近代化はこれを推進機構として進行する。世界史上では、先行して「近代国家」となった国々の「帝国主義」地球分割が進み、「弾圧と搾取、戦争と侵略の時代」（松下 1991: 20）の出現となる。近代化がもたらしたこの圧力を「外圧」として受けた国々は、「ヨーロッパと同じく国家の構築による自立か、それともヨーロッパの国家による植民地化か、という厳しい選択」（松下 1991: 20）に直面する。

松下は、近代化＝工業化・民主化は「地球規模の構造変動」であり、この工業化・民主化が〈普遍文明原理〉となり、「世界共通文化」をうみだしていくとする。

近代化の過程でおこる〈近代派〉と〈保守派〉の対立は、近代化とむかいあう国の内部の工業化・民主化を推進する側と、農村型社会が地域で育んできた「地域個性文化」を厳守しようとする側との分裂であると説明する（松下 1991: 20-21）。この、社会に内在する近代セクターと伝統セクターの「二重構造」は近代化がはじまると衝突し、その進展で激化する。これが解消にむかうのは、人びとのくらしの基盤整備が共同体から〈政策・制度〉の役割に移行する近代化Ⅲ型政策段階となる。

近代化は、二〇世紀の「戦争」と「革命」の時代をつくり、冷戦をうみだしていく。だが同時に、Ⅰ人権保障、Ⅱ南北調整、また工業化が前提としてきた「生産資源の無限大、環境容量の無限大」という前提が崩壊するためⅢ環境保全という課題が、①核、②侵略、③災害という危機管理の問題とともに、「地球規模での世界共通課題」として成立し、一九九〇年代には、国の「主権」で完結しない、国際機構による〈世界政策基準〉の策定も現実のものとなる（松下 1991: 21-22）。

この近代化という歴史過程からみたととき、松下は、資本主義か社会主義かという体制選択が「幻想」であったとす

る（松下 1991: 24）。そこにあったのは、後発国が国政府を推力として近代化をすすめようとするときに、市場原理に基づいてすすめるか、国政府主導の計画原理によってすすめるかという選択であったとする。資源の制約があり市場が未成熟な後発国では後者が選択されやすく、集権的な計画原理による資源配分は開発独裁につながる。ただし、工業化による《分業》の拡大・深化がすすむほど、市場原理は不可避となる（松下 1991: 25）。「社会主義体制」として語られてきたのは、「工業化初期段階の開発独裁」であって、破綻したのは「後発国型の官僚司令経済」であった。また「資本主義体制」の市場原理も、こんにちでは、誘導型の「柔らかな計画方式を市場原理のうえに開発してきた」（松下 1991: 26）。かつて資本主義体制のもの・社会主義体制のもの、とされた市場原理・計画原理は、政府の失敗・市場の失敗をふせぐ最適体制の構想のために「相互に相対化され、相補的な政策相関原理となった」（松下 1991: 27）とゆゑ。

近代化＝工業化・民主化は、身分また共同体によって編成された農村型社会を解体していき、そこから「個人」を析出し、その生活条件の整備は共同体ではなく〈政策・制度〉の課題となる。その「最低生活水準（シビル・ミニマム）」整備が、市民の代行機関である政府の役割となる。市民はその直接の当事者であり、市民参加は不可欠である。近代化の進行により、いつ「都市型社会」が成立するかについては明確な指標はないとしつつ、松下は産業人口の構成に着目する。「都市型社会」への移行は農業人口が三〇%を切った段階、その成立は一〇%を切った段階とする（松下 1991: 36）。日本では高度成長期の一九六〇年ごろ移行、一九八〇年ごろ成立となる（松下 1991: 70）。かつては共同体による解決、あるいは個人の貧困の問題に帰されるものであった課題は〈政策・制度〉により対応され、拡大・深化してひとびとのくらしを支える基盤となった。

市民がみずからの課題に自由にとりくむ市民自治は、政策主体を多様化させ政治にかかわる機会を多元化させる。

政府は「国」の独占名称ではなく、ロック・モデルの信託による市民自治の代行機関として、地域固有課題にとりくむ自治体、国、世界共通課題にとりくむ国際機構に分化する。これを松下は「政府の三層化」(松下 1991: 30)と呼ぶ。政治は、多元・重層化し、さまざまな場面で政治の局面をもつ分節政治モデルとなる。

都市型社会では、近代化の推力であった国は三層の政府のひとつとして相対化され、「絶対・無謬・包括性」をもつ「国家観念」は破綻するとされる⁽²⁾(松下 1991: 90)。

(三) 社会形態と政策類型

農村型社会、都市型社会、そしてその間の過渡期である近代化では、それぞれの社会形態に対応した政策類型をもつ。

定着農業がはじまり、採集・狩猟社会に比べて飛躍的に拡大した生産力により、人間は集住して一定規模以上の社会をつくり、そこには社会余剰が生まれ、それを集約する権力が生まれる。その規模がひろがり、都市の成立、王権の自立をみる。農村型社会の成立である。

農村型社会では、社会余剰の集約が支配層の課題となる。支配層の支配・生活の維持と誇示を目的に、社会余剰の安定したと集約、集約される量の拡大をめざして手段が講じられる。社会余剰の集約環境としての治安・軍事、集約方法としての貢納・徴税がそれである。この治安・軍事、貢納・徴税は、人類がもつはじめての〈政策・制度〉である。時代、社会形態が変わり、その目的と具体的方法は変わっても、こんにちも展開されているところから、その名称は「原基型政策」とされている(松下 1991: 36-40)。

近代化の過程は、三段階の「構造政策」として展開され、松下はこれを近代化Ⅰ型政策、近代化Ⅱ型政策、近代化

表 社会構造と政策類型の歴史的展開

農村型社会		近代化 (=工業化・民主化)			都市型社会	
原基型政策 (伝統政策)		I 型	近代化政策 II 型	III 型	III 型段階の市民課題 (市民型政策?*)	
特徴	支配層の支配の継続	政治装置の構築・統一基盤の形成	生産力の整備・国富の増大	生活権の保障・国富の再配分	政治スタイルの転換	世界共通課題
政策展開	治安・軍事貢納・徴税	行政・議会・裁判所など創設 国語、通貨、度量衡など統一 道路など交通、通信など整備 教育制度、国民宗教など確立	資本蓄積 (国内/植民地) 経済開発 (保護貿易/自由貿易)	社会保障 社会資本 社会保健 シビル・ミニマムの公共整備	分権化 国際化 文化化	国際人権 南北調整 環境保全 危機管理 (核・侵略・災害)
政治理論		権力の構造改革 一元化理論 (国家主権)	経済の構造改革 二元・対立型理論 (階級闘争)	社会の構造改革 多元・多重型理論 (市民自治)	分節政治理論	
現代分化	財政政策 治安政策 軍事政策	基盤政策	経済政策	福祉政策 都市政策 環境政策	分権化政策 国際化政策 文化化政策	国際人権政策 国際経済政策 国際環境政策 国際平和/協力政策

松下圭一「都市型社会論」の成立 (土山)



松下(1991:36-46、1996:12、1987:4)から土山が作成。ただし、行のタイトルは「現代分化」以外は土山が設定。
*松下(1987、1991)では「市民型政策」が使われているが、後年の松下(1996)ではこの用語は使われず、「III型段階の市民課題」とされる。

III 型政策に整理する (松下 1991: 43-44)。))) では表に整理した。

農村型社会であらわれる原基型政策と同様、近代化過程であらわれる近代化 I、II、III 型政策もまた、こにちも展開されている。社会形態に応じて生まれた政策類型は累積していくといえる。

では、都市型社会に対応してあらわれる政策類型とはどのようなものか。松下はこれを「市民型政策」の可能性として示した (松下 1991: 49-51)。「近代化の推力をなした国レベルの政府をめぐる〈主権国家〉という幻想の解体」 (松下 1991: 49) がはじまる。政府の三分化がすすみ、公共課題にたいする市民自治としての市民活動、〈政策・制度〉にたいする〈市民制御〉をつうじて、多元・重層化する分節政治を特徴とする都市型社会において、市民は政治主体であり政策主体である。

(四) 社会形態と人間型

都市型社会の成立は、人間型を農村型から都市型へと変

え、《市民文化》をうみだす可能性をもちはじめると松下は論じる。「都市型社会が必然的に〈市民〉をつくりだすのではない」（松下 1991: 52）が、「地域規模の共同体自給をふまえて、耕作という自然との対話がつづく旧来の農村型社会と、地球規模の分業とコミュニケーションのひろがりを持ち、たえず相互の会話・討論を必要とする都市型社会との対比にみられるように、その生活様式が決定的に異なっている」。

さらに、共同体を原型とする農村型社会における生活様式に比べ、(1)最低生活条件つまりシビル・ミニマムの公共整備が、餓死からの解放をもたらし、(2)教養と余暇の増大は、文化水準・政治習熟の変化をもたらし、(3)政治参加制度の拡大が自治・共和型理念の定着をもたらす。その熟度は地域によって差があるが、農村型社会における状況とは大きく異なることは否定されないだろう。農村型社会では一部の支配層がこうした環境を享受していたとしても、広汎な個人、社会を構成するひとりひとりにたいして〈政策・制度〉としてこれらが用意されている都市型社会とはその状況はまったく異なる。

松下は「この都市型社会の成立にともなう、底辺までの(1)(2)(3)の下降定着は、人々の「文化水準」の変化として、人類史はじまって以来の画期をなす」（松下 1991: 53）とする。これが、「《市民型人間型》の大量醸成」（松下 1991: 52）となり、この層、市民を主体とする地域規模、国規模、地球規模それぞれの政治課題にたいするとりくみが〈市民活動〉としていつでも、どこでも発生する。

もちろん、松下もいうように、都市型社会になればすべての個人が市民となるわけではない。だが、〈政策・制度〉のネットワークのうえにひとびとの生活がなりたつ都市型社会では、ひとはそのいとなみのなかで政策課題の当事者になりうる。そうした課題の解決をめざす政治主体、政策主体と「なる」ひとびとは、属性でも所在でももはや限定されない。「都市中間層」は、近代化の進行するなかで旧来の政治サークルによらずあたらしく〈市民〉と「なる」

ものが多い層であり、都市型社会が成立すれば(1)(2)(3)によってその可能性は広範に開かれるのである。

二 大衆社会論と大衆社会論争

二―一 大衆社会論争とはなんだった(といわれている)か

(一) 松下の大衆社会論提起とその展開

一九五六年、松下が『思想』に寄稿した「大衆社会とその問題性」(松下 1956a)は、大衆社会論といわれる大きな議論を五年にわたって呼ぶことになった。

その論争はしばしば指摘されるように誤読、誤解をはらんだものだったが、「大衆社会」の呼称と、ある意味では『現代』にたいする視線が惹起された機会だった。

松下が「震源」となった大衆社会論争について、本書では本格的に入り込むことはしない。大衆社会論争については、加茂利男(1973)が、その「終息」から一〇年あまりをへて一定の整理をしている。一九五〇年代後半から一九六〇年ごろまでの時代状況のなかで、松下の問題提起がどう受け止められたのかという点については大塚信一(2015)が振り返っている。また、思想としての「大衆社会論」からみた松下「大衆社会」理論については、山田竜作(2004)が詳しく検討している。本稿では、松下の「大衆社会論」の提起が、松下にとってどんな意図と意味があったのか、また、それがどのように都市型社会論につながっていったのか、という視点から、大衆社会論とその経緯を検討したい。

『思想』一九五六年一月号は大衆社会を特集し、松下の「大衆社会とその問題性」はその特集論者のひとつであった。松下にとっては、膨大な著作群のもっとも初期のころの仕事である。³⁾

「大衆社会論」の紹介は、それまでも清水幾太郎(1951)によってなされており、当時は「マス・ソサエティ」と用語されていた。だが、松下の大衆社会論が「大衆社会論争」といわれる現象をもたらしたのは、そのなかに、「大衆社会」である『現代』の社会形態に「マルクス主義」の理論とアプローチが対応していないことへの問題提起がはいっていたからであろう。

このとき沸騰した大衆社会論は、加茂の整理によれば、『思想』一九五六年一月の松下「大衆社会とその問題性」(松下 1956a)、『中央公論』一九五七年二月号の藤田省三「現代革命思想の問題点」、同三月号の松下「マルクス主義の二〇世紀的転換」(松下 1957a)と、これらに刺激された「マルクス主義陣営の側」(加茂 1973: 62)からの反論群があげられ、なかでも同六月号の芝田進午『「大衆社会」理論への疑問 マルクス主義学徒の立場から』(芝田 1957)・上田耕一郎『「大衆」社会理論とマルクス主義』(上田 1958)が重要視されている。論争そのものの「終息」はふたたび『思想』一九六〇年一〇月号誌上の特集「大衆社会の再検討」があげられ、ここには松下が「大衆社会論の今日的位置」(松下 1960)を寄稿している。

(一)『現代』社会形態の定位としての大衆社会論

「松下の大衆社会論の画期性は、政党派マルクス主義および近代主義(戦後啓蒙)の両方を批判し、独自の「現代」社会理論を提示した」(和田 2015: 171)とされる。それは単純な否定ではなく、近代・近代)市民社会と異なる『現代』「社会形態」つまり「大衆社会」があらわれつつあること、それがはらむ問題性、当時のいわゆるマルクス主

義理論がそれに対応していないことであった。

「大衆社会とその問題性」の構成をみると、まず、〈大衆〉的問題状況として、「社会」の形態変化¹⁾〔傍点ママ〕を次のように概括する。

資本制内部における生産の社会化を起動因とするⅠ労働者階級を中核とする人口量のプロレタリア化、Ⅱテクノロジーの社会化にともなう大量生産・大量伝達の飛躍的発達、ⅢⅠ、Ⅱを基礎とした伝統的社会階層別の平準化 [leveling] による政治的平等化を前提として、社会形態の変化が必然化され、ここに「社会」は機械化された大衆社会として位置づけられてきたのである。〔傍点ママ〕(松下 1956a: 11)

このⅠ、Ⅱ、Ⅲは同論文でこのあとⅠプロレタリア化、Ⅱテクノロジーの発達、Ⅲ政治的平等化の進行とまとめられ、くり返し指摘される。

このとき、「人口のプロレタリア化」は「伝統的な生産手段からの乖離と労働力の商品化」と説明される。「労働者階級の量的増大と、独占段階の人口構成の優れた特徴をなす新中産階級」(松下 1956a: 11)が登場してくるのである。松下は次のように説明する。

従来、資本主義の論理的前提でありながらも、「市民社会」にとって非存在であった労働者階級は、社会内部の存在になることよって、〈大衆〉として定位されるにいたった。これまで体制外的な労働者階級は、あらたに蓄積された新中間階級とともに、体制内在的な〈大衆〉に転化する(松下 1956a: 11)。

第2節ではこのような「社会の形態転化」がもたらされた経緯が語られるが、そこで着目されるのは、「独占資本主義は、資本の蓄積・集中を基礎に、テクノロジの発達を槓桿として、生産過程自体の変化をもたらす。この生産過程の変化は「組織化」と「原子化」を媒介として、さらに「社会形態」の変化を論理的に必然たらしめていく。」(松下 1956a: 14) という表記であり、この「組織化」と「原子化」の過程は、「A 機構化」「B 集団化」を登場させ、さらに、「社会過程の a 技術化、b 情緒化」につながるとする。

これらの「大衆社会」という社会形態の記述には、工業化による「人口のプロレタリア化」、またこの層の自由権の拡大(松下 1991: 30) つまり工業化と政治的平等化≡民主化という、都市型社会論の核となる概念がすでにみられることがわかる。この点については二―三であらためて述べる。

こうした社会形態の変容は、第三項「(近代) 市民社会の崩壊」と「大衆社会」の形成をもたらす。その第四項「大衆の形成過程」では労働者階級の「主体化」と、それにつづく「客体化」が指摘される。このような社会では、「生産力の発展」が「A 商品の大量・規格・廉価生産を可能するとともに、B 物理的・心理的コミュニケーション形態に革命的な変化をもたらす」とし、「大量生産・大量伝達を媒介とした感性的消費文化」として第五項「大衆文化の成立」をみるとする。第六項「政治過程の変質」ではこうした「大衆」の「体制」への内部化の可能性が指摘される。この「特殊二〇世紀的」な状況にたいする認識、対応をめぐって第七項で「社会主義の分裂」が指摘される。最後に、松下は、こうした「大衆社会」がもたらしうる状況にたいし、以下のように提起し、しめくくる。

最後に、〈大衆〉状況の克服が問題となるであろう。この克服はまさに〈大衆〉状況をもたらした社会形態の変化自体によ

って条件づけられており、そしてむしろ、これは積極的条件として機能しうるのである。かくして日常的には、まず第一に、大衆的に保持されている市民的自由の実質的確保をあげなければならない。もちろん現在の危機は市民的自由が内部から空洞化される点にもとめなければならないのであるが、ファシズムも大衆デモクラシーも、おなじく〈大衆〉化の論理を波及しているとしても、この市民的自由の確保の条件について、その「相違」はいかに強調されようとも強調されすぎることはないのである。市民的自由は、形式的自由として排斥されることなくむしろ変革という階級の論理の内部に結合しさらに再構成されなければならない。ついで第二に、この市民的自由のコロラリーとして、市民的自由の初等学校としての自主的集団の形成である。この自主的集団は個人を政治的に訓練していくとともに、体制の論理への抵抗核として機能する。

〔傍点々々〕(松下 1956a: 34)

〈大衆〉状況の克服の可能性は、その状況じしんに内在する「市民的自由の実質的確保」とそれに根ざした「自主的集団の形成」にあるとするこの記述は、《現代》の社会形態がもつ課題にたいする可能性を松下が当初から認識していたこと、状況それじしんが必然として未来をもたらすわけではなく、「大衆社会・大衆政治の成立が、今日の市民社会・市民政治の成立条件」(松下 2006: 25)であることを示しているといえる。

ただし、こうした「市民的自由」「市民」像については、松下が「規範」として描く「市民」の主体性や身体性を問うた指摘がある(和田 1995: 185、小野寺 2015: 159-169 など)。

二―二 大衆社会論の「誤読」

(一) 「誤読」とその原因

「大衆社会論」は、松下の提起した意図とは異なる方向に「誤読」されたといわれる。ただ、その「誤読」には二

つあるとみる。ひとつはマルクス主義を否定するものとして受け止められたこと、もうひとつは「大衆」という用語がすなわち「衆愚」としてのそれと解されたことに区別しうる。

前者について、大衆社会論争が「大衆社会論対マルクス主義」としてすすめられたこと、また松下じしんはそのような構図は意図しておらず、むしろ「大衆社会」という「特殊二〇世紀的状况」にどのようにマルクス主義が対応するかという問題提起であったことを指摘することができる。松下は「一貫して、マルクスの理論的枠組みを、工業社会の理論として用いた」(山田 2004: 118)のである。

だが、このような松下の提起を、「二〇世紀的転換」の戦略構想をうながすものとしてではなく、当時の「正統」を批判、否定するものとして受けとめられたことはよく指摘される。

山田はこうした反応の理由として、そのタイミングをあげる。一九五六年はスターリン批判やハンガリー事件が起きた年であり、「日本の多くのいわゆる「正統派」マルクス主義者たちは、松下の大衆社会論に強く反発したが、その理由は単に彼らが松下の意図や発想を理解しなかっただけでなく、松下の理論が、スターリン批判などの一連の事件に乗じてマルクス主義を批判するものと、あるいは修正主義であると見なされたからであった」(山田 2004: 102)。

また、一九六三年から『思想』の編集部員であった大塚は、当時の時代状況を「敗戦から一〇年しか経っていない時期で、マルクス主義が良くも悪くも、圧倒的な影響力をもっていた。とりわけ社会科学の分野では、マルクス主義の教説とこととなった見解を表明することは、反革命あるいは修正主義の徒として命取りになることを覚悟しなければならなかった」(大塚 2015: 104)。とす。

このため、松下は「誤解された主役」(大塚 2015: 110)として、「正統」ゆえに「勝利」しなければいけなかった「正統派」マルクス主義から激しく批判されることになる。

(二)〈大衆〉社会状況の「肯定」と大衆社会論の「否定」

だが、松下の反応、またのちの回顧では、大衆社会論の受け止められかたについて、この「正統派」マルクス主義による批判については強くこだわっていないようにみえる。

それは、一つにはこうした批判のおおくは松下にとって、「マルクス主義の究極的全能性にたいする確信」(松下 1957b: 229) から出た「セッカチな誤解ないし誤読にもとづいている」としか思われたい(松下 1957b: 230) ものだったからではないか。ここで松下は「マルクス主義対大衆社会論という印象」をもたれることについて「残念」とするが、こうした確信による誤読については諦めているようにも読める。

しかし、もう一つ重要なことは、そうした「誤読」のなかにあっても、松下の提起した「社会形態」の進行については一定の理解を得られていたことである。

松下の大衆社会論の提起は、《近代》にたいする《現代》の定位であった。加茂利男は大衆社会論争をふりかえって「戦後の日本社会のもっとも基本的な性格、いわばその歴史的Ⅱ構造的な質を把握する「視座」の確定をめぐる論争」(加茂 1973: 61) と表現したが、それがすなわち《現代》をとらえる《近代・現代二段階論》の提起であった。

また、松下が指摘しているような「現状」が起こっていること、言い換えれば「現状」が松下の大衆社会論により説明されうることは、マルクス主義の「立場」からの批判者にも受け入れられていた。「事実としての大衆社会的状況」は認識されていたのである(加茂 1973: 70)。したがって、松下の大衆社会論の提起は、「正統派」マルクス主義にも「役だったことは率直に認めなければならない」(上田 1958: 206) とされる。

松下じしんが当時から「現在、マルクス主義の立場の人びとも「大衆」化現象を事実として承認する。なぜならそ

これは事実としてあるからである。上田耕一郎も私との対談で「大衆」化現象を「今までマルクス主義の側からはただ腐朽化、寄生化、植民地化という観念でかたづけられてきたことがおおい」（『東大新聞』（一九五七年）五月二二日号）とはっきり大衆社会論の提起した問題を承認される。これは大衆社会論争の一つの成果であった。芝田も大衆社会論と「大衆」化現象とは一応論理的に区別し、「大衆」化現象を事実としては承認する」（傍点、また（ ）内原文マ）（松本 1957b: 235）

むしろ、松下が気にしたのは、「大衆は能動的か受動的か」（松下 2006: 25）、また「マス対エリート」という対抗軸でうけとられがち」（松下 1994: 525）ことであった。

（三）〈大衆〉という用語

大衆社会論争の「終息」を『思想』一九六〇年一〇月号とするのはこの論争をあつかう論稿に概ね共通するが、この年には一九六〇年安保改定反対運動が起こり、現行憲法体制の危機として国会を未曾有のデモ隊がとりまき、改定はおこなわれたが、改憲を念頭に安保を改定した岸信介首相が退陣することとなった。

このことは、「現代」社会における「人びと」、大衆社会論で大衆として位置づけられた層が「衆愚」ではなく、「目覚めた」政治主体として高く評価され、それをもって大衆社会論が「敗北」「破綻」したと宣言するマルクス主義にたつ側からの主張につながった。一方、同じ号で清水幾太郎はその状況を敗北ではなく「大衆社会論の勝利」（清水 1960）として論じている。

そこには、「大衆」はすなわち「能動的か受動的か」という問題設定が、「終息」に当たっても展開されていることがよくわかる。

松下が指摘したのは、だが、「労働者階級を中心とするこれまで忘れられていた名もなき人びとが、政治生活、社会生活の前面に大量に進出してきた二〇世紀独占段階の社会形態」(松下 1957b: 233)である。「大衆社会」では、「人びと」は原子化し組織化され、「体制」に内部化される可能性を持つ。だが、その「克服」もまた「大衆」状況をもたらした社会形態の変化自体によって条件づけられており、そしてむしろ、これは積極的条件として機能しうるのである」(松下 1956a)その筆頭が「市民的自由の実質的確保」、松下が当初「Ⅲ 政治的平等」とした大衆社会の特徴の一つである。政治を「可能性の技術」とする松下は、「大衆社会」は、また、「市民」的人間型の現代的可能性」と、原子化し組織化され体制に内部化される可能性とともに「名もなき人びと」にもたらず「条件」を整理していたのである。

一九七六年の流行歌「東京砂漠」は、

〔①〕空が哭いてる 煤け汚されて／〔②〕ひとはやさしさを どこに棄ててきたの
だけどあたしは 好きよこの都会が／〔③〕肩をよせあえる あなた…あなたがいる
あなたの傍で ああ 暮らせるならば／つらくはないわ この東京砂漠
あなたがいれば ああ うつむかないで／歩いて行ける この東京砂漠 (吉田旺作詞・内山田洋作曲。数字は土山)

と唄う。歌謡曲は時勢、社会を映すと言われるが、まさに、①工業化がすすみ、②人間味を感じさせない原子化(機械化)した社会のなかで、③「自由」意思でよりそう「人びと」の連帯⁽⁴⁾がその「砂のような大衆」の集合としての社会状況を克服しようという、「大衆社会」の状況が、的確で体感的に、みごとに表現されているではないか。

「大衆社会」の「大衆」という用語が、「衆愚」ないしエリートに操作される客体としての存在と読み取られることからくる「大衆社会」への「誤読」は、こののち、「大衆社会」を置き換える用語の模索となり、それは「都市型社会」にたどり着くのである。

二―三 大衆社会論の「都市型社会論」フレーム

「都市型社会論」の用語にいたる過程を検討する前に、「大衆社会論」段階でよみとることができる「都市型社会論」の理論フレームを確認しておこう。松下自身、「大衆社会論＝都市型社会論」と説明しているが、大衆社会論は、単に用語のおきかえではなく、「大衆社会」状況の進捗にあわせて洗練され、都市型社会論に至っていることを確認することができる。

松下の都市型社会論の枠組みをもっともシンプルにとらえると、それまでの農村型社会から(一)「工業化＋民主化＝近代化」をへて、(二)構造のまったく異なる都市型社会に移行することである。

「大衆社会論」の最初の提起は一九五六年、「もはや戦後ではない」と『経済白書』がいい、しかしのちの松下が「都市型社会への移行」期とした一九六〇年代に入る以前である。そうした時代の拘束があるにもかかわらず、大衆社会論のなかに都市型社会論の基本フレームは十分よみとることができる。

最初の論文である「大衆社会国家の成立とその問題性」(松下 1956a)をみてみよう。そこでは、「二〇世紀における欧米資本主義の独占段階」(松下 1956a: 10)では、前述のとおり、「生産の社会化」により、「I 労働者階級を中核とする人口量のプロレタリア化、II テクノロジーの社会化にともなう大量生産・大量伝達の飛躍的発達、III I、IIを基礎とした伝統的社会階層別の標準化 leveling による政治的平等化を前提として、社会形態の変化」(傍点マ

マ) (松下 1956a: 11) が必然として実現すると説明された。この三点が「大衆社会」がうみだされる「前提」条件となる。

大衆社会論でとらえられている時代の射程は、「特殊二〇世紀的状况」「二〇世紀における欧米資本主義の独占段階」だが、この時期は都市型社会論でいう近代化「Ⅲ型段階」から都市型社会への移行期にあたる。

ここで問題となっているのは、《近代》から《現代》への移行であり、「封建」から「近代」への移行の主役となった層は名望家やブルジョワ層といった名望家層、「現代」の移行にあたっては「名もなき市民」である労働者階級に主役が移行する。その過程がどのようにえがかれているか、少し長いですが、引用してみよう。

まず、農業生産力の上昇と商品経済の浸透による封建的共同体の崩壊にはじまり、石炭エネルギーを背景とする「産業革命」をへて確立した産業資本主義は、フランス革命に尖鋭化されたような「政治革命」のアルファとなりオメガとなりつつ、それ自体社会過程の「革命」をもたらしした。共同体の打破による国民経済の統一と農民層の分解にともなう労働者階級の蓄積並びに資本家階級の社会的政治的上昇がこれである。しかしながら、産業資本主義段階においては、共同体の崩壊にもかかわらず機械化は生産過程に限定されて社会過程全体に貫徹されることはできない。また資本家階級も事実上残存した封建的支配層と結合することによって、かつての宮廷貴族とは異なるが、しかし「教養と財産」ある名望家層 notable, Honorable を形成するにいたった。ついで、独占段階における生産の社会化による労働とテクノロジの社会化は、生産過程の巨大な機械的組織化並びに人口量の圧倒的プロレタリア化を媒介として、社会の技術化をもたらすとともに名望家層をも崩壊せしめていき、社会過程のあらたなる形態変化を惹起していくことになった。ここに従来の固定的直接的な生活環境は崩壊し、同時に龐大なプロレタリア化した人口量は、生産機構、ついで政治機構に、あるいは種種の集団へと再組織化されていくことになる。

(傍点マ) (松下 1956a: 24)

前半では、「封建」(前近代)から「近代」への移行、そこであらわれる政治主体としての名望家層がえがかれ、「ついで」からはじまる後半では、「近代」から「現代」への移行、そこであらわれる「人口量の圧倒的プロレタリア化」が「社会の技術化」と「名望家層の崩壊」をもたらすこと、その両方の移行は「生産の社会化」がすすめ、前者の時期では「生産過程」に限られていた「機械化」が「全社会的スケールにおいて貫徹」(松下 1956a: 24)されると指摘されている。

都市型社会論では、この二つの過程はいずれも近代化によって連続的に起こるものととらえられる。それはおそらく都市型社会化、「現代」化がすすんだ段階では、その前の移行を区別して説明する意味が薄れたこと、また「近代化」工業化+民主化」という整理が、これらの過程を一括で説明できるものであることによるのだろう(松下 1991)。いずれにしても、多様な表現で記されているが、都市型社会論が提示されている段階から見れば、工業化(生産の社会化、社会の技術化)と民主化(名望家層の形成、ついで「プロレタリア化」した圧倒的な人口量をもつ層の政治的平等)が、近代を、そして近代から現代へという社会形態の移行をもたらしたとする「近代化」工業化・民主化」が描かれていることがわかる。

都市型社会論は、大衆社会論の時代射程を近代前の社会構造に伸ばし、近代化がもたらす社会形態の変化を整理しより大きな枠組みで理論化したものといえるだろう。

三 都市型社会論の確立

三―一 「都市型社会」の用語の起点

(一) 「大衆社会」に置き換わる用語

「大衆社会論」が松下の提起とは異なる方向の論争にすんだあと、松下は「現代」の社会形態を「大衆」ではない用語で説明しはじめる。松下の著作のなかから、「現代」の社会のありかたをあらわすために用いられている用語を見てみよう。

「大衆社会論」の最中となるが、一九五六年一〇月の「巨大社会」における集団理論(松下 1956b ↓ 1969)では、「社会の形態変化」を「巨大社会」の成立(松下 1956b ↓ 1969: 144)、また「巨大社会」における個人の大衆への拡散ならびに国家機構と個人との距離の拡大という状況(松下 1956b ↓ 1969: 155)と表現している。グレアム・ウォラスの「巨大社会」(Wallas 1914) The Great Societyをつかい、多元政治理論、集団理論を論じている。

大衆社会論争が一定落ち着いていた一九六〇年代後半には、「工業社会」とそれに対比される「農村社会」という用語も使っている。同時に、「都市」「生活様式」というキーワードも頻出するようになる。一九六七年一月号『世界』の「都市科学の可能性と方法」(松下 1967)では、これらのキーワードが「都市型社会」という用語に収斂する直前ともいえる記述をみることができる。

例えば「都市問題自体が、工業化にともなって進行する農業社会から工業社会への過渡期に先鋭化する」「都市生活基盤の絶対的不足、工業社会的欲求の増大が今日の都市問題の背景である」(松下 1967 ↓ 1971: 175)と書かれ、工業社会Ⅱ「都市型社会」、農業社会Ⅱ「農村型社会」と同義でおきかえることができる用語となっている。

さらに、「都市」を社会形態の特徴、その日常のありようを生活様式として、以下のように記述したことに着目さ

れる。

都市科学は、現代社会における「社会形態」の全般的都市化を前提とした生活様式の最適化ないし都市改革のための政策科学として成立しなければならない。すなわち工業化にともなう生産と消費の社会化は、必然的に都市的生活様式の拡大をもたらすが、そこに生活基盤の絶対的貧困さらに社会保障の劣悪、公害の増大によって顕在化する都市問題と対決する政策選択の提起が都市科学の課題である。(松下 1967: 165)

ところで社会形態は日常的には生活様式とみなしてよいであろう(松下 1967: 166)。

都市構造は生活の外部条件ではなく内部条件であり、都市的生活様式そのものである。とくに現代都市は、古代、中世、近代の農村に対立した都市とは異なって、資本主義・社会主義を問わず、いずれの体制においても、工業化の深化にともなう①人口のプロレタリア化、②テクノロジーの発達、③政治的民主主義の拡大を前提として、農村をも包摂したダイナミックなメタポリズムの過程として展開する。(松下 1967: 170-171)

都市は、現代において、工業社会に普遍的な《生活様式》したがってまた《社会形態》を意味している(松下 1967: 170-171)

このとき近代化とくに工業化と都市型社会について大衆社会論をこえて充実し整理されていること、《社会形態》は日常には「生活様式」としてあらわれるとしつつ「都市的生活様式」という用語が使われていることがわかる。⁽⁵⁾

一九七一年には『都市政策を考える』が出て、高く評価された。松下じしんがこのときに「都市型社会ないし自治

体理論定位」を集約したとする（松下 1995: 491）重要な文献でもある。ただ、このときはまだ「工業社会」と用語している。

「都市的生活様式」はこのあと「都市型生活様式」として用語される。

一九七二年に刊行がはじまった『岩波講座 現代都市政策』シリーズは大きな反響を呼んだが、その第1巻巻頭論文である「都市をどうとらえるか」では、まだ「工業社会」と用語されているが、より緻密に社会と都市の関係が語られる。⁶⁾

資本主義・社会主義を問わず、工業社会の成熟をみた工業先進国においては、第一に、人口のプロレタリア化が圧倒的にすみ、その大部分は集住地区に居住していわゆる都市型生活様式をもつようになるとともに、第二に、農業地区にすんでいる少数となった農民も巨大な影響力をもつ都市型生活様式に包摂されてくる。すなわち経済構造の「工業化」は、社会分業の深化を基礎に、生産の社会化だけでなく生活の社会化をも推進して、社会形態の「都市化」を進行させていくのである。この意味では農村すなわち農業地区にも都市型生活水準を公共的に保障することは当然の要請となる（松下 1972: 5）

この〈都市〉が、いまだ工業先進国にとどまるとはいえ、全般的な生活様式になったということは、「都市革命」ともいべき文明史における画期的事態を意味していることを見逃してはならないであろう。：都市人口が急激に増大しはじめたのは工業化の開始としてのヨーロッパの産業革命前後からである。それはいまだ二〇〇年たらずにすぎない。しかも今日、欧米そして日本の農業人口は一〇%前後となっていました。一对九から九対一にその比率が決定的に逆転したのである。とすれば五〇〇〇年前に出発した文明の歴史において、都市の爆発というかたちをとる画期的な人口構造・生活様式の転換が、この工業化にともなう工業社会の成熟によって現代におきたといわなければならない（松下 1972: 6）。

このころには、「近代化＝工業化・民主化」と並立せず、まず工業化に焦点を置いて展開している以外は、ほぼ「都市型社会」の理論フレームが確固となっていることがわかるだろう。民主化についても「人口のプロレタリア化」と同時に進む政治参加の拡大として語られている。

工業化の開始によってはじめまる農業社会から工業社会への移行こそが「歴史必然」であるというべきであろう。そこでは、工業化にともなう(1)人口のプロレタリア化の増大、(2)テクノロジーの発達によって都市革命が推進されていく(松下 1972: 9)。

工業化にともなう人口のプロレタリア化とテクノロジーの発達がうみだした都市革命が、現代都市問題の背景であり、現代都市政策の前提である(松下 1972: 13)。

また、のちに「市民型人間型」とおきなおされる市民「的」人間型という表現も、そうした社会における市民層の可能性として記される。「工業」は、生産力の増大によって：社会余剰も増大させ、その結果教養と余暇を社会の底辺まで拡大し、さらに制度的に定着しつつある「民主主義」とあいまって政治参加のチャンスを保障し、そこに市民的人間型の大量醸成の条件を準備していく(松下 1972: 14)。

「都市型社会」という用語がはじめて使われるのは、筆者が確認した限りでは、その後すぐ、一九七三年一月に発行されたこの叢書の第Ⅲ巻に収録されている「自治体計画のつくり方」である(松下 1973⁷⁾。こゝでは、「ひろく工業化の成熟は、資本主義・社会主義を問わず、農村型社会から都市型社会への移行をもたらす」と記され、「工業化が〈都市革命〉〈市民革命〉をもたらす」とされている(松下 1973: 277)。

松下じしんはこの用語選択について、のちに「農村地区をも包摂しうるような空間構造をもち、かつ政治全体の〈市民化〉をふくみうるような概念として」（松下 1994: 525）、また「現代」の《社会形態》についての文明的的位置相を明示でき、さらに《市民》の成熟条件の全般化をもくみこみうる「都市型社会」という言葉におきなおしました」（松下 2005: 15）と説明している。次節四―一で見ることがただ、その用語の発想には、「大衆社会論争」のあとに「都市」への接近があったことによると考えられる。

いずれにしても、松下のなかで、「大衆社会」という誤読されがちな用語のおきかえは、一九六〇年代後半には「工業社会」、工業また都市への着目、生活様式は社会の日常形態であるとする整理から、「都市的生活様式」、的をさけようとする松下の用語法から「都市型生活様式」をふまえ、一九七二年末ごろ「都市型社会」とその対語としての「農村型社会」という用語にたどりついたといえる。

三―二 都市型社会の政策・政治

都市型社会への移行は、近代化の一定の達成を意味する。民主化・工業化は近代化後もすすむとしても、農村型社会と都市型社会はまったく様相の異なる社会である。政治は社会のうえに展開されるのであれば、近代化が達成された都市型社会では、政治はどのように変わるのか。

（一）政治の〈市民化〉

もっとも大きな変化は、「生活条件の整備は〈共同体〉ではなく〈政策・制度〉を不可欠とする」（松下 1991: 6）つまり、「日常の市民生活は、共同体の伝統ではなく、政策・制度のネットワークのなかでいとなまれるようになる

ことである。そこでは、『政策』による『制度』の整備という公共政策をめぐって、絶えず政治が発生してくる」(松下 1991: 5)。そのため政治は巨大化するが、『市民活動』が広くひろがり、政治の『市民化』(松下 1991: 6)がおこる。

(二) 政治の多元・重層化と分節政治理論

都市型社会では、シビル・ミニマムという公共政策の不可欠性から、『市民活動』はもちろん、『団体・企業』、『政党』が公共政策の策定・執行に参入してくる。政策主体の多様化であり、これを松下は政治の『多元化』と呼ぶ(松下 1991: 6)。

ついで、もう一点、公共政策は、国レベルの政府だけでなく、自治体、国際機構の政府の課題となっていく。近代化が一定の到達をみた都市型社会では、その推進力となった「国」は、一方では国際化、一方では分権化し、三分化した政府のひとつに相対化される。政策基準も自治体法、国法、国際法に三分化していく。これを松下は政治の『重層化』と呼ぶ(松下 1991: 7)。

松下はこの多元化・重層化する公共政策のさまざまな場面で「政治」が、展開されることを「分節政治」と呼んだ。そこでは、市民の自立、市民参加の機会の拡大がおこる。「政治は、市民の参加を土台とし、政府の選択を介した、政策・制度の組織・制御技術となる」(松下 1991: 7)のである。それは理想ではなく、都市型社会の『構造』により、『政治つまり政府ないし政策・制度のあり方は、私たちの市民生活に〔中略〕直接かかわって』いて、「政府に任せるにはあまりにも市民が直接の当事者となってきた」(松下 1991: 8)という、「経済の〔工業化〕、ついで社会の〔都市化〕がうみだす、政治の〔市民化〕」となる「歴史の帰結」だとする。

(三) 日本政治の問題性

だが、近代化の過程で「絶対・無謬」の「官僚」にたいする強力な中央集権体制をつくった日本では、国民主権も国家主権に置換されて、市民は官僚を実態とする国政府の統治の「客体」となる。一九七五年の『市民自治の憲法理論』で提起したこの問題は、なお乗り越えられていないとする。

そのため、国また国レベル政党の政治イメージは近代化Ⅱ型段階の「保守対革新」「資本家対労働者」にとどまり、近代化Ⅲ型段階の問題状況、つまり一九六〇年代の都市問題の噴出に対応できなかった。そのため、日本の都市型社会化、つまり近代化Ⅲ型政策の展開は、都市問題にたいする革新自治体を嚆矢とする先駆自治体によって進められ、国レベルでも「政党や官僚機構の近代化Ⅱ型段階的な政治・政策イメージの払拭はなかなか進まなかったとしても、一九七〇年の公害国会、八三年の福祉元年など、「政権交代なき政策革新」をもたらした。

四 大衆社会論から都市型社会論という政治・政策理論の「転回」

大衆社会論争は確かに耳目を集めた議論となったが、松下の政治理論としてみれば、そのうち都市型社会論に展開していく、「途上の」論であり、そこで完結していないことは十分に理解されていないように思われる。さらに、大衆社会論の展開は、日本が都市型社会論で示すところの近代化Ⅱ型政策段階にあって、都市問題の「激発」が市民活動の展開と革新自治体の群生によって近代化Ⅲ型政策段階に入る前夜であった。松下の《現代》をとらえる「社会形態」の理論化は、都市問題と都市型生活様式が「全般化」していく時代と同時にすすめられ「都市型社会論」として

再整理され成熟していくのである。

四―一 大衆社会論と都市型社会論のあいだ

大衆社会論で提起した社会形態の《現代》への移行は、「都市型社会論」として確立された。大衆社会論は工業化・民主化つまり近代化が社会の形態を変化させること、またその社会でおこる政治と政治主体の変容の可能性という核心部分はすでにもっていたが、単に「大衆社会」を「都市型」で置き換えたというだけではなく、まさに日本の社会形態が、大衆社会論の「終息」後、一九六〇年代移行にすむ都市型社会への移行という《現在》化をとらえ織りこみながら、都市型社会論を成熟させていったとみることができるといえる。

この過程には、ひとつには、地域民主主義論から展開される「自治体の発見」、もうひとつには、都市化の進行が、「新中間層」都市中間層の出現、都市問題の激発と都市政策の模索という、いわば「都市との遭遇」があったのではないかと考える。移行、大衆社会論から都市型社会論の「あいだ」に、これら二方向からなにもたらされたのかを検討したい。

(一) 自治体の発見

安保改定反対運動のもりあがりを見て「大衆は衆愚ではない」ことから「大衆社会論の破産」を宣した論者たちとは別のアプローチで、松下はそののちの研究展開に直結する共同調査にかかわっていた。むしろそれは、「大衆社会」の「〈大衆〉状況の克服」の「積極的条件」である「市民的自由」と「自主的集団」(松下 1966a: 34)の胎動にたいする伝統セクターの力強さを確認するものであった。『中央公論』一九五九年六月号に掲載される「日本の政治的底

流、一九六〇年一〇月に都政調査会が出版する『大都市における地域政治の構造』である。いずれでも松下と共同調査にあたった鳴海正泰は、とくに最初の調査について、「数日をかけて二人で関西各地の労働組合組織や自治体、地域運動団体をヒヤリングしてまわった。松下は地域現場の政党や労働組合の人たち、自治体・住民運動などの地方政治の組織にじかに接するのは初めてのことだと、興奮を抑えきれない様子であった。私は彼に〔中略〕地方自治体の仕組みや住民との関係の問題点、全国各地でさまざまな組織や市民の抵抗が起こり始めていることを話した。彼は「俺にはこれまでそこが抜けていた」と強い関心を示していた」（鳴海 2016: 13）という。

この二件の共同調査については、松下も研究のメルクマールとなった機会として言及している。「大都市における地域底辺の町内会さらに基礎自治体も、いまだ農村型社会にある日本全域のムラ政治と異ならない実態」（松下 2006: 39）をみ、国会デモは「地域を素通りしている」と形容し、「地域民主主義」⁽⁸⁾「自治体改革」を提起する。さらに、同時に、『近代』の名望家「市民」ではない『現代』の「名もなき人びと」である「市民」の活動にふれ、市民自治理論、自治体理論につながる研究の展開がこの時期からすすんでいく。

一九六三年から一九七〇年代後半の革新自治体の群生に、松下が理論的支柱としてかわるようになっていったのは（一）また次の（二）からも自然の流れであって、都市型社会論はその活動がもっとも活発であったとみられる一九七〇年代はじめに枠組みが完成していたことになる。

（二）都市との遭遇

『現代』の社会形態に直接あてはめられた「都市」は、一九六〇年代後半から一九八〇年代にいたる松下の研究が展開される基盤であったと言える。高度成長による社会変動は、地理、産業、年齢の偏差をもった大量の人口移動を、

ナイナイづくし(松下 1991: 297)と評された貧弱な社会資本や都市計画の状況のうえに展開させ、またたくまに都市問題の「激発」をまねいた。社会構造は近代化Ⅲ型段階に移行しても、近代化Ⅲ型政策は、Ⅱ型状況として指摘される「保守対革新」「資本家対労働者」という二元対立の政治状況とやはりⅡ型段階の政策である経済政策を優先させ、積極的には展開されなかった。だがそのありかたが国政では「都市票」の自民党離れ、自治体では革新自治体の群生をまねき、その反省が、一九六八年につかのまではあるが「自民党都市政策大綱」を嚆矢とする政党の「都市政策ブーム」となる。だが、それは根づいて展開されるものではなかった(土山 2007)。

松下は一九七一年に『都市政策を考える』(松下 1971b)を出版し、一九七二年からは『岩波現代講座 現代都市政策』Ⅰ～Ⅻ刊行の編集委員であり、第Ⅰ巻の巻頭論文「都市をどうとらえるか」を書いたことはすでに触れたとおりである。松下は、その後も、都市、都市政策、そしてそこで政治・政策の主体となる市民と自治体をとらえていく。この松下の方向性は、都政調査会など都市問題、都市政策、地方自治にたいする研究と人脈のひろがりによって方向づけられるとみる。松下じしんもこの時期の都政調査会とのつながりをあげ、美濃部都政のブレンであった小森武、鳴海正泰、また神原勝らとの研究交流に触れている(松下 2006: 39)。鳴海正泰によれば、都政調査会、また都市計画、都市デザインという面では環境開発センターの浅田孝のもとに一九六〇年「都市問題をめぐる知的活動を指す多くの自治体が集まって」結成された「メタポリズム・グループ」へ、鳴海によれば一九六一年に松下が参加する。ここで受けた刺激によって「自治体問題と都市政策が結びつ」けられたと鳴海は述懐している(鳴海 2016: 15-16)。

都市型社会論は、こうした大衆社会論争ののちの(一)自治体の発見、(二)都市との遭遇をへて、確立していくことがあらためて確認できよう。

四―二 都市型社会という社会形態による視座

都市型社会という社会形態にたいする認知は、「現代」をとらえる視角からの多彩な時機をとらえた評論を松下の著作に加えることとなった。

その代表例としてあげられるべきは、『中央公論』一九五九年四月号の「大衆天皇制論」（松下 1959→1994）、また一九八一年九月の「都市型社会と防衛論争」（松下 1981→2002）ではないだろうか。

大衆社会論争のさなかに、当時の皇太子成婚の報道をひきながら論じた「大衆天皇制論」は、大きな反響をえ、くり返し収録された論稿の一つである。「ミッチー・ブーム」と松下が造語した皇太子妃ブームは、「新憲法下の大衆社会状況における天皇制」（松下 1959→1994: 62）であり「絶対君主制でないことはもちろん、「中略」制限君主制でもない。今日の天皇制は、大衆君主制へと転進しながら、「大衆」の歓呼の中からあたらしいエネルギーを吸収しつつある」とする。だから、かつては「九重の雲の奥」（松下 1959→1994: 65）に隠れていたその姿は、「成婚」をめぐって皇太子妃の体型サイズや「恋愛」の経緯まであきらかにされ、皇室は「大衆にとってスターの聖家族」（松下 1959→1994: 65）となったとする。「今日、かつての皇室の尊厳はうしなわれたが、しかし、皇室は、大衆の憧憬と歓呼のなかで「統治」はしないが「君臨」することとなった。この「中略」大衆興奮は、新憲法下の大衆社会状況では、この意味でむしろ正常反応とみなす必要がある」（松下 1959→1994: 62）。

「都市型社会と防衛論争」では、保守・革新ともに防衛論争が「いまだ日露戦争をモデルにした戦争イメージをも

つにすぎないのではないかと疑いたくなるほど、都市型社会の成熟を無視した議論にとどまっている」(松下 1981→2002: 16)とし、都市型社会としての日本をとらえるならば、「戦争にいたらない以前に、「有事迫る」という緊迫状況が始まるだけで、東京、大阪などの巨大都市圏にパニックがおこり、日本の工業力自体が破綻し始めるという事態は想定されていないのである。」(松下 1981→2002: 17)「日本の工業が高度化すればするほど、東京圏が巨大化すればするほど、都市型社会の問題点が尖鋭となる。都市型社会の過熱した日本は、戦争にたえられないモロイ構造になってきたのである。」(松下 1981→2002: 18)、「防衛論争はこのような日本における都市型社会のありかたをふまえて、「国際政治の特定の考え方からの短絡ではなく、当然、国内政治の配置状況、それに軍事技術、戦争経済にいたる複合思考が不可欠である。だが、論争の前提にある戦争イメージそのものが農村型社会での戦争をモデルにしているのであれば、この防衛論争は今日の実効性をもたない。それどころか、人々を謬らせてしまう。」(松下 1981→2002: 19)と問題提起する。

都市型社会という社会形態の認識は、松下の市民自治理論、自治体理論をつうじた《自治・分権》理論を直接に形づくるが、その視座は、「現代」の社会にアラワレるさまざまな事象の分析視角として、松下が一九八〇年代前半でマスコミでの発言をやめるまで、多様な時流分析の著作をうみだす基盤であったといえる。

四―三 〈大衆〉と〈市民〉のあいだ

都市型社会論では大衆社会論における〈大衆〉にかわって〈市民〉が政治・政策の主体として登場してくる。高度成長期、市民活動の群生をみて、一九七五年の『市民自治の憲法理論』(山岩波新書)をえがいた松下の「市民像」、ま

た「市民型人間型」は、大衆社会論における受動的なマスとなりうるとえがかれた〈大衆〉とはずいぶん異なる印象を受けるかもしれない。《現代》の社会の「主役」を、松下はどのように整理しているのか。

本稿はこの大きな問題を直接の対象とはしていないが、大衆社会論と都市型社会論との「あいだ」としていくつかの点を確認しておきたい。

松下の、〈大衆〉〈市民〉が押し出される土台、都市型社会論でいうと、近代化により農村型社会の共同体・身分から「個人」が析出され、それは人口のプロレタリア化として進行していく。ただ、大衆社会論ではそこで大衆が「原子化」「組織化」され、国主導の「福祉国家」の客体となって受動化する可能性が指摘されている。一方で、都市型社会では、「餓死からの解放」「余暇と教養」「政治参加の平等化」が、〈自治・共和〉を規範理念としてもつ「市民型人間型」の「大量醸成」の可能性が支持される。

これらは、いずれも、そのどちらにも向いうる可能性であることに注意するべきだろう。受動的な〈大衆〉となる可能性も、政治・政策の能動的主体として《現代》の〈市民〉となる可能性も、大衆社会、都市型社会は内包している。第一論文においても、松下は、「〈大衆〉状況の克服」を、「市民的自由」の確保からできるとみている。都市型社会においても、呪術へ「退行」する心性をもち、政治参加を放棄しうる。ただ、都市型社会からは逃げられない。

都市型社会が実現する三条件と、市民が〈政策・制度〉の当事者であり、その「必要」に応じて政府をつくる主権者であることから導きだされる市民としての「規範」から、「市民型人間型」の大量醸成の可能性を示しているし、それ以上に「市民」を、例えば年収や学歴や社会における位置からえがきだせるだろうか。目の前を歩いてくる人物と自分が「市民性」においてどちらが高いかを比較することは、都市型社会ではできない。

松下は、辻山幸宣の「いま、どのくらいの数『市民』がいるか」という問いに、「『市民』はいらんじゃない、な

るんだ」「傍点ママ」と答えたという(辻山 2016: 16)。「いつでも、どこでも、市民は政治の当事者になりうる」社会では、「いま」そうでなくても、政策課題の当事者や課題を「ほっとけない」とき、ひとは「市民」に「なりうる」のだ。松下の「市民」像は抽象的、規範的であると言われるが、そもそも《現代》における「市民」は資格や属性で認定される存在ではなく、すべての個人が公共空間に存在する主体となりえるのではないか。大衆社会論が示した人びとの主体性を失わせる可能性も、都市型社会論が示した、市民型人間型の大量醸成の可能性も、同じく《現代》にはありえる。政治が〈可能性の技術〉であるかぎり、後者の可能性を拡げることが、めざされよう。

おわりに

以上、本稿では、松下の都市型社会論の成立とその理論を、大衆社会論からの展開とあわせて検討した。

本稿の対象からは超えるが、残された課題として、都市型社会またはどのような用語であっても《現代》の社会形態が理解されていないのではないかとこの問題についてふれておきたい。

「大衆社会論争」をあつかった加茂利男は、この論争をつうじて、「大衆社会論者」側も「マルクス主義者」側も、「大衆社会」状況という《現代》のありようについては確認し、「戦後日本を把える『視座』の展開がおこなわれ、定着されていた」(加茂 1973: 79)とするのだが、果たしてそうであろうか。むしろ「都市型社会と防衛論争」で松下が指摘したように、農村型社会の「社会イメージ」を更新できないまま、〈政策・制度〉をすすめていないか。

その象徴とも言える文書が自民党政務調査会が二〇一二年に発行した「チョット待て！『自治基本条例』をつくるべきかどうか、もう一度考えよう」と題したパンフレットである(自民党政務調査会 2012)。

ここでは、松下理論として、「市民がやれないことを市町村がやり、更に市町村がやれないことを都道府県がやる。都道府県がやれない部分を国がやるという理論が生まれました。いわゆる「補完性の原理」です」「このため、自治体の権限も財源も、議会も行政も、市民からの「信託」に過ぎない、国家も、地方自治体も、市民の「信託」によって成り立つと理論付けています。これが複数信託論一です。」(自民党政務調査会 2012: 3)と示す。「松下理論」としての紹介のしかたに偏りがあっても、あながち誤読ではないように読める。しかし、なぜそれを問題とするのか。パンフレットでは「これでは議会も行政も法的根拠が不要となり、市民の総意でどうにでもなるという理論になる」と、信託の手続きとしての基本法 \parallel 憲法が存在しないかのような記述に飛躍してしまう。だが、より直接の問題意識は、この項目のタイトルに示される。「国家より市民に重きを置く」ところにあるのだろうか。だが、それを非難し「市民より国家に重きを置く」べきというなら、それこそ国民主権、民主政治の否定である。ひとびとは、その意に沿わないときに、国政府をおきかえることができる。ひとびとの存在は、国にも社会にもさきんじているではないか。

都市型社会、人びとが〈政策・制度〉のネットワークにくらしの基盤をおき、政府は、市民自治からの「信託」によって、市民の「必要」に対応し、市民に必要な〈政策・制度〉を整備する。まさに松下のいうシビル・ミニマムである。そうした政府の機能からみれば、政府は市民の課題の現場にもっとも近い自治体、国、世界共通課題に対応する国際機構と三分化する。政治は〈可能性の技術〉であり、政策は、目的という未来を誘導するための手段であるかぎり、あらかじめ「正解」はなく、つねに可謬性をもつ。しかし、都市型社会の明快な論理にもかかわらず、「絶対・無謬・包摂」の「国家」という「幻想」は、なお「政治イメージ」の更新がすすまない日本の現状から払拭されていない。

だが、だからこそ、《現代》の社会形態は、それが政治・政策が展開される前提であり基盤であり現場である以上、

くりかえし語られなければならないのである。

松下先生のご逝去を、こころより悼みながら。

参考文献

- 上田耕一郎 (1958) 『講座 現代マルクス主義』 I、青木書店。
- 大塚信一 (2014) 『松下圭一 日本を変える 市民自治と分権の思想』 トランスビュー。
- 小野寺研太 (2015) 『戦後日本の社会思想史』 以文社。
- 加茂利男 (1973) 『大衆社会論争』 『現代と思想』 一九七三年九月号。
- 小森武 (1965) 『都市づくり 都市問題の現実と未来』 河出書房新社。
- 芝田進午 (1957) 『大衆社会』 理論への疑問 マルクス主義学徒の立場から 『中央公論』 一九五七年六月号。
- 清水幾太郎 (1951) 『社会心理学』 岩波書店。
- 清水幾太郎 (1960) 『大衆社会論の勝利』 『思想』 一九六〇年一〇月号。
- 自民党政務調査会 (2012) 「チョット待て! 『自治基本条例』 つつくるべきかどうか、もう一度考えよう」 『政策特報』 一三九二号、二〇一二年一月一日。
- 辻山幸宣 (2015) 「松下圭一と市民社会」 (特集 松下圭一〈自治〉へのまなざし) 『地方自治職員研修』 二〇一五年八月号。
- 土山希美枝 (2007) 『高度成長期「都市政策」の政治過程』、日本評論社。
- 鳴海正泰 (2016) 「松下圭一の『自治体改革・都市政策論』の源流 一九六〇年代・戦後日本の転換期のなかで」 『自治研かながわ月報』 一六〇号、二〇一六年八月号。
- 松下圭一 (1956a) 「大衆国家の成立とその問題性」 『思想』 一九五六年一月号。
- (1956b) 「巨大社会」における集団理論」 『中央公論』 一九五六年一〇月号。
- (1957a) 「マルクス主義の二〇世紀的転換」 『中央公論』 一九五七年三月号。
- (1957b) 「日本における大衆社会論の意義」 『中央公論』 一九五七年八月号。

—— (1959) 「大衆天皇制論」『中央公論』一九五九年四月号。所収、『戦後政治の歴史と思想』ちくま学芸文庫、ちくま書房、一九九四年。

(1960) 「大衆社会論の今日的地位」『思想』一九六〇年一〇月号。所収の松下(1969)では、「社会科学の今日的状況」と改題。
(1967) 「都市科学の可能性と方法」『世界』一九六七年一月。所収、『シビル・ミニマムの思想』東京大学出版会、一九七一年。

—— (1969) 『現代政治の条件 増補版』中央公論社。

—— (1971a) 『シビル・ミニマムの思想』東京大学出版会。

—— (1971b) 『都市政策を考える』岩波新書。

—— (1972) 『都市をどうとらえるか』『岩波講座 現代都市政策Ⅰ』岩波書店。

—— (1973) 『自治体計画のつくり方』『岩波講座 現代都市政策Ⅲ』岩波書店。

—— (1981) 「都市型社会と防衛論争」『中央公論』一九八一年九月号、所収、『都市型社会と防衛論争』公人の友社、2002年。

—— (1991) 『政策型思考と政治』東京大学出版会。

—— (1994) 『戦後政治の歴史と思想』(ちくま学芸文庫) 筑摩書房。

—— (1996) 『現代政治の基礎理論』東京大学出版会。

—— (2006) 『現代政治*発想と回想』法政大学出版局。

—— (2015) 『松下圭一*私の仕事』公人の友社。

山田竜作 (2004) 『大衆社会とデモクラシー 大衆・階級・市民』風行社。

和田悠 (2015) 「松下圭一——高度成長期の変革思想」大井赤彦他編著『戦後思想の再審判』法律文化社。

Wallas, G. *The Great Society: A Psychological Analysis*, Macmillan, 1914.

(1) ただし、工業化は無限に続くものではなく、地球をめぐる「生産資源の無限大、環境容量の無限大という、安易に想定されていた工業化の前提が崩壊」し、人類の「継続」自体が問題となる危機があり、それは「民主化の工業化による制御」という難しい課題を突きつけているとする。

(2) 『政策型思考と政治』自体が、「国家観念との別れの書」であり、「国家は農村型社会から都市型社会への大転換、つまり近代化の推力としての、過渡媒体にとどまる」(同書冒頭)。

- (3) 旧制高校時代の著作をふくめた著作リストをいえば、この論文は七作めにあたる(松下 2015)。
- (4) 歌中では恋愛を表現しているところだが、ここで「肩をよせあえるあなた」は、ムラ型社会のつながりではなく、対等な個人の自主的な選択による関係であることが読み取れよう。
- (5) なお、ここでは、松下は、工業社会への移行は農業人口が四〇%を切った段階としている。
- (6) この論文は松下(1994)に所収されているが、原版は「工業社会」であったものが「すでにその〔都市型社会論の〕理論定式はできているので」所収版では「都市型社会」とおきかえられて記されている。
- (7) 松下じしんは「一九七〇年代後半から使い始めている」(松下 1994:524)としている。
- (8) 鳴海正泰は、「地域民主主義」は鳴海の造語、「自治体改革」は松下の造語と整理している(鳴海 2016:14)。
- (9) 美濃部都政のブレインとなる小森武は松下と同時期に、著書のなかで「シチズン・ミニマム」という用語を使っている。
- (10) 松下じしんはマスコミでの発表を、一九九一年に「一〇年前、ほぼ五〇歳で」(松下 1991:362)やめたとするが、一九八五年ごろまで散見される(松下 2015)。